

○移住定住促進事業費補助金交付要綱

平成27年4月23日

告示第49号

改正 平成31年3月29日告示第100号

改正 令和2年10月6日告示第129号

(目的)

第1 移住・定住者の増加促進を図るために、移住・定住者が自ら居住するための中古住宅を取得又は改修する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金交付規則（平成18年久慈市規則第53号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中古住宅 久慈市内に所在し、過去に居住の用に供していたことのある住宅をいう。
- (2) Uターン 久慈市から久慈地域（久慈市、洋野町、野田村及び普代村をいう。以下同じ。）外に移住し、かつ、5年以上居住した後、久慈市に転入することをいう。
- (3) J I ターン 久慈地域外から久慈市に転入することをいう。

(補助金の交付の対象)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時時点で久慈市に住所を有しない者であって、Uターン又はJ I ターンをしようとするもの
- (2) この告示による補助金の交付を受けた日又は市に住民登録をした日のいずれか遅い日から起算して5年以上当該交付に係る中古住宅に居住し、生活の本拠とする意思がある者
- (3) 世帯員全員が前住所地の市町村及び久慈市の税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな
い。

(1) 中古住宅の購入又は改修にあたり、国、県、市等からこの告示による補助金
以外の補助金、移転補償、損害賠償等の交付を受けようとする者

(2) 共有名義で中古住宅を購入する者で、他の一方がこの告示による補助金の交
付の申請を行っているもの

(3) 世帯員の3親等以内の親族の者が所有する中古住宅を購入しようとする者

(4) 転勤等で一時的に市に住民登録をしようとする者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第
2条第6号に規定する暴力団員である者

（補助金の交付対象経費）

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、次に掲
げる経費とする。

(1) 中古住宅の購入費

(2) 中古住宅の購入に伴う家屋改修に係る工事費（工事に附帯する備品類を含
む。）

（補助率及び補助限度額）

第5 補助率及び補助限度額は、交付対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限
度とする。

（提出書類及び提出期日）

第6 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のと
おりとする。

（補助金の返還）

第7 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、
既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示による補助金の交付を受けた日又は市に住民登録をした日のいづれ
か遅い日から起算して5年以内に生活の本拠を市外に移したとき。

(2) 購入した中古住宅について、この告示による補助金の交付を受けた日又は市
に住民登録をした日のいづれか遅い日から起算して5年以内に売却又は譲渡した
とき。

(3) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が返還の必要があると認めるとき。

(関係書類の保存)

第8 補助金の交付を受けた者は、交付にかかる書類及び関係帳簿等を当該補助金の交付の決定の日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成27年度分の補助金から適用する。

制定文 抄

平成31年4月1日から施行する。

制定文 抄

令和2年10月6日から施行する。

別表（第6関係）

条項	交付対象 経費の区分	提出書類及び添付書類	様式	提出 部数	提出 期日
規則第4条 の規定によ る書類	共通	移住定住促進事業費補助金交 付申請書	様式第1号	1部	別に定 める。
		1 事業計画書	様式第2号	1部	
		2 事業誓約書	様式第3号	1部	
		3 購入に要する費用がわか る書類の写し		1部	
		4 住民票謄本（続柄の記載 されたもの）		1部	
		5 世帯全員の戸籍の附票 （外国人を除く。）		1部	
		6 世帯全員の市税等の納税 証明		1部	
7 住宅の全景写真		1部			

		8 その他市長が必要と認める書類		1部	
	第4第2号の経費	改修に要する費用がわかる書類の写し		1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号から第3号までの規定による書類	共通	移住定住促進事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 その他市長が必要と認める書類	様式第4号	1部	変更、中止又は廃止の事由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	共通	移住定住促進事業費補助金請求書 1 支払いを証する書類の写し（領収書の写し等） 2 その他市長が必要と認める書類	様式第5号	1部	別に定める。
				1部	
	第4第2号の経費	完成写真		1部	別に定める。